FD3544

小規模宅地等についての課税価格の計算明細（その２）

被相続人	

3 「⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額」の計算

第11・11の２表の付表２の１の「１ 小規模宅地等の明細」で選択した小規模宅地等（同表の２の限度面積要件を満たすものに限ります。）についての「⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額は、次により計算します。

第11・11の２表の付表２の１の「１ 小規模宅地等の明細」の「宅地等の番号」欄の番号に合わせて記入します。

区分	小規模宅地等の種類	宅地等の番号	⑧特例の適用を受ける取得者の氏名 / ⑨その宅地等における相続開始の直前の事業	⑩割合	⑪小規模宅地等の面積 / ⑫小規模宅地等の価額（④×⑪/③） / ⑬小規模宅地等について減額される金額（⑫×⑩）
被相続人等の事業用宅地等	⑭特定事業用宅地等		⑧ / ⑨	80/100	⑪ ㎡ / ⑫ 円 / ⑬ 円
			⑧ / ⑨	80/100	⑪ ㎡ / ⑫ 円 / ⑬ 円
	⑮特定同族会社事業用宅地等		⑧ / ⑨	80/100	⑪ ㎡ / ⑫ 円 / ⑬ 円
			⑧ / ⑨	80/100	⑪ ㎡ / ⑫ 円 / ⑬ 円
	⑯貸付事業用宅地等		⑧ / ⑨	50/100	⑪ ㎡ / ⑫ 円 / ⑬ 円
			⑧ / ⑨	50/100	⑪ ㎡ / ⑫ 円 / ⑬ 円
被相続人等の居住用宅地等	⑰特定居住用宅地等		⑧	80/100	⑪ ㎡ / ⑫ 円 / ⑬ 円
			⑧	80/100	⑪ ㎡ / ⑫ 円 / ⑬ 円

（注）１ ⑨欄には、その宅地等の上で行われていた事業について、書籍・雑誌小売、鮮魚小売、貸家のように具体的に記入します。

２ ⑪欄には、それぞれの宅地等の番号に応ずる第11・11の２表の付表２の１の「１ 小規模宅地等の明細」に記入した宅地等の「⑤ ③のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」を記入します。

３ ⑬欄の金額を第11・11の２表の付表２の１の宅地等の番号に応ずる⑥欄へ転記します。

４ 上記に記入しきれないときは、この用紙を複数枚使用し記入します。

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要がありません。

第11・11の２表の付表２の２（平成22年４月分以降用）

※税務署整理欄	年分		名簿番号		申告年月日		一連番号		グループ番号	

（資４－20－12－４－２－Ａ４統一）